

食用養殖魚に使う医薬品の入手方法

グループ

A



使用指導書等は**不要**

直接、医薬品の販売店から購入することができる医薬品

駆虫剤

・プラジクアンテル
・フェバンテル 等

消毒剤

・ポピドンヨード

ビタミン等

・ウルソデオキシコール酸
・各種ビタミン 等

麻酔剤

・オイゲノール
・フェノキシエタノール

グループ

B



使用指導書が**必要**

指導機関又は専門家から交付された使用指導書があれば購入することができる医薬品

※ 水産用抗菌剤は、緊急時に限り、使用指導書の代わりに「水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書」の提出により購入可能です。

ワクチン

・各種不活化ワクチン



抗菌剤

・アンピシリン
・塩酸オキシテトラサイクリン
・エリスロマイシン
・スルファモノメトキシ 等



グループ

C



獣医師の診察が**必要**

獣医師の診察を受けて獣医師に処方してもらうことで入手することができる医薬品

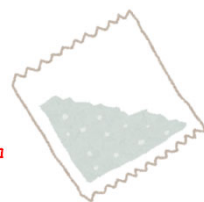
他に手段がない場合の**特殊な使用方法**です。獣医師から十分な指示・指導を受けてその内容を遵守してください。



※ 獣医師はグループA～Cのいずれの医薬品も処方することができます。
※ 診察可能な獣医師については、水産試験場等にご相談ください。

未承認

・海外で承認されているが国内では未承認の医薬品



使用基準外

使用基準がある医薬品で
・承認とは違う用法・用量で使う場合
・承認とは違う魚種に使う場合

いわゆる**適用外使用**のこと



どのカテゴリにも属さず、絶対に食用養殖魚には使ってはならない成分

- | | | | |
|-----------------|-----------------|------------|---------------|
| ① イプロニダゾール | ② オラキンドックス | ③ カルバドックス | ④ クマホス |
| ⑤ クロラムフェニコール | ⑥ クロルスロン | ⑦ クロルプロマジン | ⑧ ゲンチアナバイオレット |
| ⑨ ジエチルスチルベストロール | ⑩ ジメトリダゾール | ⑪ ニタルソン | ⑫ ニトロフラゾン |
| ⑬ ニトロフラントイン | ⑭ ニフルスチレン酸ナトリウム | ⑮ フラゾリドン | ⑯ フラルタドン |
| ⑰ マラカイトグリーン | ⑱ メトロニダゾール | ⑲ ロキササルゾン | ⑳ ロニダゾール |

※ 下線は過去に食用養殖魚の医薬品として承認があったもの。